平成２４年（フ）第３７号
千葉市花見川区幕張本郷７丁目19番24―102号
債務者　富樫　仁美
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０４号
千葉市緑区土気町1562番地の10
債務者　成澤三千代
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４８号
千葉県八千代市萱田町648番地　河野荘５号室
債務者　矢島　順子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２３号
愛知県愛知郡東郷町春木新池224、住民票上の住所愛知県愛知郡東郷町兵庫１丁目８番地12
債務者　スレンダーワンこと　新井谷　弘
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６２号
高知県香南市野市町西野848番地３
債務者　武市　　力
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６４号
高知市福井町547番地
債務者　伊藤　陽子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１５号
長崎県大村市富の原２丁目651番地１　ファミールつたぎＢ201号室、旧住所長崎県佐世保市鹿町町長串384番地２
債務者　阿部　千草（旧姓山村）
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１６号
長崎県大村市杭出津２丁目1336番地、前住所長崎県大村市植松１丁目73番地１　リースランド植松Ｃ棟103
債務者　北島　真理
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１８号
長崎県大村市小路口本町516番地33、旧住所長崎県大村市坂口町1155番地７
債務者　寺田　力三
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１９号
長崎県大村市小路口本町516番地33、旧住所長崎県大村市坂口町1155番地７
債務者　寺田　スマ
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第２０号
長崎県大村市小路口本町516番地33、旧住所長崎県大村市坂口町1155番地７
債務者　寺田　誠吾
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第５号
岩手県九戸郡軽米町大字晴山第26地割122番地
債務者　小笠原睦子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２４年（フ）第７号
岩手県二戸市石切所字田尻平19番地１
債務者　土橋　千絵
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午前11時50分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２４年（フ）第４９号
釧路市美原２丁目６番2502号
債務者　関根　　優（旧姓戸澤）
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第６３号
川崎市宮前区菅生３丁目16番12号　原テラスＢ－１
債務者　小林　　朗
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６７号
川崎市高津区下野毛１丁目８番21号　香華コーポ201
債務者　増田　貴夫
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係